

(表 面)

第百六十一条 船舶所有者又は第百四十五条第一項の規定により協会の指定した者が、正当な理由がなくて同項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせず、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

(第二項省略)

3 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第四十九条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

船 員 保 険 検 査 証

(法第四十九条第一項関係)

写
真

官職又は職名
氏 名

(年 月 日生)

(裏 面)

<p>第 号</p> <p>令和 年 月 日交付</p> <div data-bbox="555 708 786 906" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 20px auto;"><p>厚生労働大臣、 地方厚生局長又 は地方厚生支局 長印</p></div>	<p style="text-align: center;">船員保険法(抄)</p> <p>(診療録の提示等)</p> <p>第四十九条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>(第二項省略)</p> <p>3 前二項の規定による質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(第四項省略)</p>
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。